

一 省 略

二 適用期間の開始の日から十年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の七

三 適用期間の開始の日から十四年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前二号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の五

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定余暇利用施設の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の五第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 省 略

（特定電気通信設備等の特別償却）

第十一條の六 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「特定電気通信設備等」という。）を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定電気通信設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定電気通信設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定電気通信設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 同 上

二 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の十

三 適用期間の開始の日から八年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前二号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の八

四 適用期間の開始の日から十四年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前各号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の六

五 適用期間の開始の日から十二年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前各号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の五

六 適用期間の開始の日から十四年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前各号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の七

3 同 上

（特定電気通信設備等の特別償却）

第十一條の五 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「特定電気通信設備等」という。）を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定電気通信設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定電気通信設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定電気通信設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定電気通信設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個 人

資 产

割 合

個 人

期 间

資 产

割 合

		一 有線テレビジョン放送 法第二条第四項に規定す る有線テレビジョン放送 事業者に該当する個人
二 放送番組を制作する事 業を営む個人のうち政令 で定めるもの	放送番組の効率的な制作に 著しく資する設備で政令で 定めるもの	電気信号の効率的な伝送を行 うための設備のうち電気 通信の利便性を著しく高め るものとして政令で定める もの
	百分の十五	百分の六 (有線 テレビジョン放 送における電気 信号の伝送又は 変換の効率化に 資する効果が特 に著しいものと して政令で定め るものについて は、百分の十)

一 有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者に該当する個人						
二 放送番組を作成する事業を営む個人のうち政令で定めるもの						
平成七年四月一日から平成十五年三月三十日まで						
高度テレビジョン放送施設整備促進法臨時措置法（平成十一年法律第六十一条）	電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	該設備であつて、電気信号の伝送を超速かつ広帯域で行うものとして政令で定めるものについては百分の六とし、有線テレビジョン放送における電気信号の伝送若しくは変換の効率化に資する効果が特に著しいもの又は電気信号の伝送の経路を制御するための機能を有するものとして政令で定めるものについては百分の十二とする。	百分の七（当該設備であつて、電気信号の伝送を超速かつ広帯域で行うものとして政令で定めるものについては百分の六とし、有線テレビジョン放送における電気信号の伝送若しくは変換の効率化に資する効果が特に著しいもの又は電気信号の伝送の経路を制御するための機能を有するものとして政令で定めるものについては百分の十二とする。）			
放送番組の効率的な制作に著しく資する設備で政令で定めるもの						

- 2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定電気通信設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の六第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。**
- 3 省略**

(商業施設等の特別償却)

第十一條の七 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十七年三月三十一日（同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十六年三月三十一日）までに、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、こ

(商業施設等の特別償却)

第十一條の六 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十五年三月三十一日（同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十六年三月三十一日）までに、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、こ

三号) の施行の日から平成十五年三月三十一日まで	平成十二年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	当該設備で政令で定める規模のもの	百分の十五
三 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号) 第三条第二項に規定する不正アクセス行為からのセス行為からの防衛に資する設備として財務省令で定めるものを事業の用に供する第十条第二項に規定する中 小企業者に該当する個人			

れを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該商業施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費の額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個 人	資 産	割 合
一・二 省 略	省 略	省 略

2 第十一条第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける商業施設等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の七第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 省 略

（製造過程管理高度化設備等の特別償却）

第十一條の八 青色申告書を提出する個人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第八条第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から平成十七年三月三十日までの間に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第九条第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を作成し、若しくは建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費の額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

個 人	資 産	割 合
一・二 同 上	同 上	同 上

2 第十一条第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける商業施設等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の六第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 同 上

れを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該商業施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費の額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

該製造過程管理高度化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける製造過程管理高度化設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の八第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（再商品化設備等の特別償却）

第十一条の九 青色申告書を提出する個人が、平成八年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該再商品化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該再商品化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第一号及び第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該再商品化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百二十二条）第二条第六項に規定する分別基準適合物若しくは特定家庭用機器廃棄物の再商品化又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第五項に規定する自動車破碎残さの再資源化をするための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの 百分の二十三

（再商品化設備等の特別償却）

第十一条の七 青色申告書を提出する個人が、平成八年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該再商品化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該再商品化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該再商品化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百二十二条）第二条第六項に規定する分別基準適合物又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化をするための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの 百分の二十三

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける再商品化設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の九第一項本文」の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 省略

(特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)

第十二条の十 省略

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける輸入関連事業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の十第一項本文」の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 省略

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第十二条 青色申告書を提出する個人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該個人の当該事業の用に供したときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該工業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該工業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

地区又は地域	事 業	資 産	割 合
一 農村地域工業等 導入促進法（昭和 他政令で定める	機械及び装置並びに 工場用の建物その他	百分の八（ 建物及びそ	
二 製造の事業その 他			

(特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)

第十二条の八 同 上

2 第十一条第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける輸入関連事業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の八第一項本文」の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 同上

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第十二条 同 上

地区又は地域	事 業	資 産	割 合
一 同 上			
同 上			
同 上			

百分の九（
建物及びそ

四 離島振興法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第三項の規定により同条第一項又は第二項の実施計画において定められた工業等導入地区	二 省 略	事業
製造の事業その他の政令で定める建物及びその附属設備については、百分の四	省 略	製造の事業その他の政令で定める建物及びその附属設備については、百分の四
機械及び装置並びに百分の十一の附屬設備については、百分の五	省 略	機械及び装置並びに百分の十一の附屬設備については、百分の五
百分の十一の附屬設備については、百分の五	省 略	百分の十一の附屬設備については、百分の五

四 同上	二 同 上	二 同 上
製造の事業その他の政令で定める建物及びその附属設備については、百分の五	同 上	百分の十一の附屬設備については、百分の五
機械及び装置並びに百分の十一の附屬設備については、百分の五	同 上	百分の十一の附屬設備については、百分の五
百分の十一の附屬設備については、百分の五	同 上	百分の十一の附屬設備については、百分の五

の附屬設備については、百分の五

す。	分の十二と	ついては百
----	-------	-------

する。) 分の十二と
ついては百

和二十八年法律第 七十二号) 第二条	第一項の規定によ り離島振興対策実 施地域として指定 された地区	他政令で定める 事業	建物及びその附属設 備で、政令で定める もの
五・七 省略	省略	省略	省略
2・3 省略	(医療用機器等の特別償却)	(建物及び その附属設備 について は、百分の 七)	(建物及び 工場用の建物及び の附属設備)

五・七 同上	同上	同上	同上
2・3 同上	(中小企業者の機械等の特別償却)	(中小企業者の機械等の特別償却)	(中小企業者の機械等の特別償却)
2・3 同上	(青色申告書を提出する個人で第十二条第二項に規定する中小企業者に 該当するものが、平成十二年六月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、 その製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるものを 取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを当該個人の営む製造業、建設 業その他政令で定める事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年 における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該機械及び装置の償却費として 必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当 該機械及び装置について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の 百分の十一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計 算した金額とする。ただし、当該機械及び装置の償却費として同項の規定により 必要経費に算入される金額を下ることはできない。)	(青色申告書を提出する個人で第十二条第二項に規定する中小企業者に 該当するものが、平成十二年六月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、 その製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるものを 取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを当該個人の営む製造業、建設 業その他政令で定める事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年 における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該機械及び装置の償却費として 必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当 該機械及び装置について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の 百分の十一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計 算した金額とする。ただし、当該機械及び装置の償却費として同項の規定により 必要経費に算入される金額を下ることはできない。)	(青色申告書を提出する個人で第十二条第二項に規定する中小企業者に 該当するものが、平成十二年六月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、 その製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるものを 取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを当該個人の営む製造業、建設 業その他政令で定める事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年 における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該機械及び装置の償却費として 必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当 該機械及び装置について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の 百分の十一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計 算した金額とする。ただし、当該機械及び装置の償却費として同項の規定により 必要経費に算入される金額を下することはできない。)

青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該医療用機器等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該医療用機器等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。ただし、当該医療用機器等の償却費として同項の合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。

2 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該医療用機器等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該医療用機器等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。ただし、

の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 省 略

二 省 略

三 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の二十

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける医療用機器等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の二第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

(特定医療用建物の割増償却等)

第十二条の三 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、病院又は診療所のうち医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床に入院する患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備でその建設の後事業に供されたことのないもの(以下この項及び次項において「特定医療用建物」という。)を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該特定医療用建物の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定医療用建物について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の八に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定医療用建物の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 省 略

3 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成十三年四月一日か

当該医療用機器等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

一 同 上

二 看護業務の省力化に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の十六

三 同 上

3 第十一条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける機械及び装置の償却費の額を計算する場合又は前項の規定の適用を受ける医療用機器等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二条の二第一項本文又は同条第二項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

4 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

(特定医療用建物の割増償却等)

第十二条の三 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、病院又は診療所のうち医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床に入院する患者のための施設の用に供される建物及びその附属設備でその建設の後事業に供されたことのないもの(以下この項及び次項において「特定医療用建物」という。)を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該特定医療用建物の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定医療用建物について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の八に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定医療用建物の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 同 上

3 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成十三年四月一日か

から平成十七年三月三十一日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用若しくは診療所用の建物及びその附属設備（当該個人の営む医療保健業の用に供していた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（財務省令で定められたものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項又は第二項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院又は診療所の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項及び第六項において「建替え病院用等建物」という。）を取得し、又は建替え病院用等建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合（救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該建替え病院用等建物（第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該建替え病院用等建物について同項の規定により計算した償却費の額とその基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該建替え病院用等建物の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4・5 省 略

6 第十一条第一項の規定は、第三項の規定の適用を受ける建替え病院用等建物の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の三第三項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

7 省 略

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第十三条 青色申告書を提出する個人が、昭和四十八年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該個人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、その年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において当該個人の有する機械及び装

ら平成十五年三月三十一日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用の建物及びその附属設備（当該個人の営む医療保健業の用に供している病院用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項及び第六項において「建替え病院用建物」という。）を取得し、又は建替え病院用建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合（救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該建替え病院用建物（第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該建替え病院用建物について同項の規定により計算した償却費の額とその基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該建替え病院用建物の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4・5 同 上

6 第十一条第一項の規定は、第三項の規定の適用を受ける建替え病院用建物の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の三第三項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

7 同 上

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第十三条 青色申告書を提出する個人が、昭和四十八年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該個人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、その年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において当該個人の有する機械及び装

置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうちその年又はその年の前年以前五年内の各年において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（以下この条において「機械装置等」という。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十四（当該機械装置等のうち工場用の建物及びその附属設備については、同項の規定により計算した当該工場用の建物及びその附属設備に係る償却費の額の百分の三十二）に相当する金額にその年の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

257 省略

（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）

第十三条の二 青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、適用年の十一月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合は、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産（以下この条において「機械設備等」という。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十七に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人が、適用年の十一月三十一日において中小企業経営革新支援法第二一条第一項に規定する中小企業者で同法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に同法第十条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する特定組合等（以下この号において「特定組合等」という。）の構成員（当該特定組合等が二以上の特定組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者の

置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうちその年又はその年の前年以前五年内の各年において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（以下この条において「機械装置等」という。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十四（当該機械装置等のうち工場用の建物及びその附属設備については、同項の規定により計算した当該工場用の建物及びその附属設備に係る償却費の額の百分の三十二）に相当する金額にその年の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

257 同上

（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）

第十三条の二 同上

一 当該個人が、適用年の十一月三十一日において中小企業経営革新支援法第二一条第一項に規定する中小企業者で同法の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に同法第十条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する特定組合等（以下この号において「特定組合等」という。）の構成員（当該特定組合等が二以上の特定組合等を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者の

うち当該経営基盤強化計画を実施する者として政令で定めるものに限る。) であるものに該当し、かつ、その年において同項に規定する特定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものをして當む場合として政令で定める場合 機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

二 省略
254 省略

(農業經營改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却)

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、適用年の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日)において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十(当該資産が、第二号に定める資産である場合には百分の三十とし、第三号又は第四号に定める資産である場合には百分の十二とする。)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人(現に農業を當む者に限る。)が、平成四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項に規定する農業經營改善計画(以下この号及び次号において「農業經營改善計画」という。)に係る同条第三項の認定(以下この号及び次号において「認定」という。)を受けた者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該農業經營改善計画に係る農業を主として當む場合として政令で定める場合 農業用の機械及び装置(これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。)、建物及びその附属設備並びに生物(当該個

うち当該経営基盤強化計画を実施する者として政令で定めるものに限る。)であるものに該当し、かつ、その年において同項に規定する特定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものをして當む場合として政令で定める場合 機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

二 同上
254 同上

(農業經營改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却)

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が、次の各号に規定する認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年(第一号に掲げる場合(同号ニに掲げる要件を満たす場合に限る。)については、第二十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける年を除く。)の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。)において当該各号に掲げる場合に該当する場合には、その年の十二月三十一日において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十(当該資産が、第二号に定める資産である場合には百分の三十とし、第三号又は第四号に定める資産である場合には百分の十二とする。)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人(現に農業を當む者に限る。)が、平成四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項に規定する農業經營改善計画(以下この号及び次号において「農業經營改善計画」という。)に係る同条第三項の認定(以下この号及び次号において「認定」という。)を受けた者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該農業經營改善計画に係る農業を主として當む場合として政令で定める場合 農業用の機械及び装置(これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。)、建物及びその附属設備並びに生物(当該個

人が当該農業經營改善計画に係る認定前に他の農業經營改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該減価償却資産のうち新たな農業經營改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

イイニ 省略

一 当該個人（新たに農業を開始しようとする者に限る。）が、平成四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に農業經營改善計画に係る認定を受けた者で、当該農業經營改善計画に従つて取得等をした農用地において農業を開始したことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該農業經營改善計画に係る農業を主として営む場合として政令で定める場合 農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該個人が当該農業經營改善計画に係る認定前に他の農業經營改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該減価償却資産のうち新たな農業經營改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

三・四 省略

2 前項に規定する適用年とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める各年（第一号に定める各年については、同項第一号ニに掲げる要件を満たす場合における第二十五條第一項又は第二項の規定の適用を受ける年を除く。）をいう。

一 前項第一号に掲げる場合 同号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととなつた最初の日の属する年（以下この号において「適用開始年」という。）以後五年以内の各年（その適用開始年が同項第一号の他の農業經營改善計画に係る適用開始年以後五年以内の年である同号の新農業經營改善計画については、当該他の農業經營改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年の翌年から当該農業經營改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年までの各年）

二 前項第一号から第四号までに掲げる場合 同項第二号から第四号までに規定する認定のあつた日の属する年以後五年以内の各年

3 第十二条の三第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあ

人が当該農業經營改善計画に係る認定前に他の農業經營改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該減価償却資産のうち新たな農業經營改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

イイニ 同上

一 当該個人（新たに農業を開始しようとする者に限る。）が、平成四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に農業經營改善計画に係る認定を受けた者で、当該農業經營改善計画に従つて取得等をした農用地において農業を開始したことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該農業經營改善計画に係る農業を主として営む場合として政令で定める場合 農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該個人が当該農業經營改善計画に係る認定前に他の農業經營改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該減価償却資産のうち新たな農業經營改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

三・四 同上

2 第十二条の三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあ

あるのは「第十三条の三第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「第十三条の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「第十三条の三第一項」とあるのは「第十二条の三第一項」と読み替えるものとする。

4 省略

(優良賃貸住宅等の割増償却等)

第十四条 個人が、平成七年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち次に掲げるもの（以下この項及び第五項において「優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分之百三十（当該優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百四十）に相当する金額とする。

一・二 省略

2 個人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び第五項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間を除く。）に限り、当該高齢者向け優良賃貸住宅（その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し前項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分之百三十六（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百五十）に相当する金額とする。

るは「第十三条の三第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「第十三条の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「第十三条の三第一項」とあるのは「第十二条の三第一項」と読み替えるものとする。

3 同上

(優良賃貸住宅等の割増償却)

第十四条 個人が、平成七年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち次に掲げるもの（以下この項及び第三項において「優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分之百二十（当該優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百四十）に相当する金額とする。

一・二 同上

2 個人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に、新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間を除く。）に限り、当該高齢者向け優良賃貸住宅（その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し前項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分之百四十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百五十五）に相当する金額とする。

3 | 個人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）

をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日の属する年ににおける当該個人の不動産所得の金額の計算上、当該賃貸住宅（当該改良のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下の項から第五項までにおいて「改良優良賃貸住宅」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該改良優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該改良優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要がある優良な賃貸住宅として政令で定めるもの

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの

4 | 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける改良優良賃貸住宅の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十四条第三項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

5 | 前各項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 | 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

（特定再開発建築物等の割増償却）

第十四条の二 青色申告書を提出する個人が、昭和六十年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は

（特定再開発建築物等の割増償却）

第十四条の二 青色申告書を提出する個人が、昭和六十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は

特定再開発建築物等を新築して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該特定再開発建築物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定再開発建築物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百十（当該特定再開発建築物等が次項第二号に掲げる建築物である場合には、百分の百五十）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定再開発建築物等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号から第四号までに掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに第五号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 省 略

二 都市再開発法第二百一十九条の六に規定する認定再開発事業計画に基づいて行われる同法第二百一十九条の二第一項に規定する再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定計画に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

特定再開発建築物等を新築して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該特定再開発建築物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定再開発建築物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百十（当該特定再開発建築物等が次項第五号に掲げる建築物である場合には、百分の百九）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定再開発建築物等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

2

前項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号から第五号までに掲げる建築物に係る建物及びその附属設備（第三号に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と併せて設置される駐車の用に供する機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）並びに第六号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 同 上

二 都市再開発法第二百一十九条の六に規定する認定再開発事業計画に基づいて行われる同法第二百一十九条の二第一項に規定する再開発事業（建物及びその附属設備と併せて設置される駐車の用に供する機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）並びに第六号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

二 同 上

三 次に掲げる駐車場（中心市街地の区域（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第六条第一項に規定する基本計画において定められた同条第二項第二号の区域をいう。）内に建築し、又は

設置されるものに限る。）の用に供される建築物

イ 都市計画法第四条第一項に規定する都市計画（以下この項において「都市計画」という。）に定められた同法第十一条第一項第一号に掲げる駐車場として建築し、又は設置される駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場で、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるもの又は財務省令で定める特殊の装置を用いるものに限る。以下この号において同じ。）

ロ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において都市計画に定められた同法第八条第一項第一号の近隣商業地域内若しくは商業地域内又はこれらの地域の周辺地域における同項第八号の駐車場整備地区内に建築し、

四 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第八条に規定する計画に係る同法第二条第三号に規定する特別特定建築物のうち政令で定める要件を満たすもの（当該計画が政令で定める計画である場合には、政令で定めるものに限る。）

四 又は設置される駐車場（政令で定めるものに限る。）

四 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第七条に規定する計画に係る同法第二条に規定する特定建築物のうち政令で定める要件を満たすもの（当該計画が政令で定める計画である場合には、政令で定めるものに限る。）

五 省略

3・4 省略

第十六条及び第十七条 削除

六 同上

3・4 同上

（鉱業用坑道等の特別償却）

第十六条 青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和三十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に採掘場所の深部移行又は坑内条件の悪化に対処しその生産を維持するために必要な次に掲げる資産で政令で定めるものを取得し、又は製作して、これを当該個人の事業の用に供した場合には、その取得又は製作のために支出した金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額は、その用に供した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

- 一 坑内において掘さくされる坑道
- 二 坑内において施設される軌条、動力線、排水管その他の機械及び装置
- 三 坑内において使用される車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品

2 第十一条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第十七条 削除

（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）

第十八条 青色申告書を提出する個人が、次の各号に掲げる法人に対し、平成十七年三月三十一日までに当該各号に定める費用又は負担金を支出した場合には、その支出した日の属する年以後の各年における当該個人の当該各年分の事業所得の金額の計算上、その支出した金額につき必要経費に算入する金額は、所得税法第五十条第一項の規定にかかわらず、その支出した金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該支出した金額のうちその年に對

（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）

第十八条 青色申告書を提出する個人が、次の各号に掲げる法人に対し、平成十五年三月三十一日までに当該各号に定める費用又は負担金を支出した場合には、その支出した日の属する年以後の各年における当該個人の当該各年分の事業所得の金額の計算上、その支出した金額につき必要経費に算入する金額は、所得税法第五十条第一項の規定にかかわらず、その支出した金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該支出した金額のうちその年に對

応する部分の金額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・二 省略

応する部分の金額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・二 同上

三 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第七条第一項に規定する高度化等計画（同条第二項第三号に規定する特定基礎的技術の高度化等に関する研究開発について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同法第一条第五項第六号に掲げる者若しくは同法第九条第一項に規定する高度化等円滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同条第一項に規定する商工組合等又は同法第二十三条第一項に規定する進出計画（同条第二項第三号に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同法第二条第五項第六号に掲げる者若しくは同法第二十五条第一項に規定する進出円滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同条第一項に規定する商工組合等 同法第十九条第二項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する負担金

四 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第四条第一項に規定する研究開発等事業計画に係る同項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する組合等 同法第十条第二項に規定する負担金

五 同上

六 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第四条第五項に規定する新技術研究開発事業に関する計画に係る同項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等 同法第七条第一項に規定する負担金

2 同上

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第十九条 個人の有する減価償却資産がその年において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一つの規定のみを適用する。
一 第十条の二から第十五条までの規定

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第十九条 同上

二 同上

第二十条 削除

(プログラム等準備金)

第二十条の二 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和六十二年から平成十五年までの各年（事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該各号の下欄に掲げる金額以下の金額をプログラム等準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

個人		費用	金額
一 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定するソフトウエア業（第六項において「ソフトウエア業」という。）を営む個人	イ 同条第二項に規定するプログラム（以下この号において「プログラム」という。）で同法第三条第一項第二号に掲げるプログラム及びこれに準ずるものとして政令で定めるプログラム（以下この号において「汎用プログラム」と総称する。）のうち他のプログラムの実行を制御するもの（以下この号において「制御プログラム」という。）の開発に要する費用	その年分の事業所得に係る総収入金額のうち当該個人が開発した制御プログラムとして政令で定めるものの譲渡又は提供による収入金額として政令で定めることにより計算した金額の百分の十に相当する金額（当該金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額）	
ロ 汎用プログラムのうちの年分の事業所得	その年分の事業所得		

ち制御プログラム以外
のものの開発に要する
費用

に係る総収入金額の
うち制御プログラム
以外の汎用プログラム
ムで当該個人が開発
したものとして政令
で定めるものの譲渡
又は提供に係る收入
金額として政令で定
めるところにより計
算した金額の百分の
二十に相当する金額

二 他人の用に供するた			
データベースの構成に要する費用	ハ 情報処理システムの構想、企画、設計、評価 価若しくは監査又は情報処理システムの利用者に対する教育若しくは指導に関する役務として政令で定めるもの の開発に要する費用	その年分の事業所得 に係る総収入金額のうち当該役務で当該個人が開発したものとして政令で定めるところによる計算した金額の百分の七に相当する金額	(当該計算した金額が政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額の百分の二十に相当する金額との合計額)
その年分の事業所得			